

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長  
(神戸市域交通圏)に係る審議(第2回)

1. 日 時

平成30年6月21日(木) 10時30分～11時15分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 石崎、柳瀬

4. 議事概要

- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、平成30年6月7日(木)の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、特定地域の指定の期限について、神戸市域交通圏は平成30年9月1日から平成33年8月31日までの間、延長することは適当であるとの結論を得た。
- 事案処理職員から答申案及び答申案に付す要望事項案について説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。